


審判番号	本件商標	類	結論	適用条文と要旨
不服2022-020144	<b>鎌倉殿</b>	30	Z 拒絶	商標法4条1項7号
<p>&lt;審決要旨&gt;            本願商標「鎌倉殿」は、NHKの2022年大河ドラマのタイトルに使用されたことを契機に、広く一般に認識されるようになり、その周知度により強い顧客吸引力を有し、ドラマのゆかりの地域では、「鎌倉殿」の文字を使用して、各地の観光資源を利用した地域おこしが行われてきた実情が認められる。そうすると、本願商標を、一私人が独占的に使用することは、「鎌倉殿」を活用した観光振興等の公益的遂行を阻害するおそれがあると判断される。よって、本願商標を、請求人の商標として登録を認めることは、社会公共の利益に反し、社会の一般的道徳観念に反するものというべきである。(なお、請求人は、登録第2619609号商標「鎌倉殿\かまくらどの」第30類「菓子及びパン」を保有しています。)</p>				

審判番号	本願商標	類	結論	適用条文と要旨
無効2021-890047	<b>五輪</b>	41	Y 無効不成立	商標法3条1項柱書、3条1項2号、4条1項6号、7号、10号
<p>(1) 本件商標権者は、本件請求役務に係る事業を現に行っており、本件商標を自己の業務に係る役務について使用することに、特段の不自然な点はない。(2) 「五輪」の語は、本件商標権者の主催するオリンピック競技大会の俗称として著名であり、本件請求役務の役務の種別などを表示する慣用商標として使用されているから、自他役務の出所識別標識としての機能を有さないとは言えない。(3) 本件商標権者は、上記のとおり、「五輪」と俗称されるオリンピック競技大会の主催者であり、商標法第4条第1項第6号に該当する商標(五輪)について商標登録出願するものだから、同号の規定は、同条第2項の規定により、適用されない。(4) 7号、(5) 10号省略</p>				

審判番号	本件商標	類	結論	適用条文と要旨 (使用商標)
取消 2022-300936	たべっ子	28	Z 取消	商標法50条1項 使用商標1 <input type="checkbox"/> 使用商標2 
<p>&lt;審決要旨&gt;            使用商標「たべっこ流しそうめん」は、同じ大きさ、同じ間隔で一連に表され、かつ、その構成中、「流しそうめん」の文字が、請求に係る指定商品「おもちゃ」等の関係において、商品の普通名称や品質等を表示するような事情は存在せず、格別「たべっ子」の文字のみが、識別力を発揮するというべき合理的な理由は見当たらない。そうすると、その構成全体をもって、一体不可分のものとしてのみ認識し、把握するというべきである。            よって、本件商標と使用標章とは、その構成文字を異にすることが明らかであるから、社会通念上同一の商標とは認められない。            また、商標を付した日などが不明であり、商品カタログに使用標章2が表示されていることはうかがえるが、提出された証拠によっては、頒布の事実及び頒布日が不明である。            したがって、本件商標の登録は、商標法第50条第1項の規定により、取り消すべきものである。</p>				